

お電話での問い合わせが困難な方は、お名前、FAX 番号を明記の上、下記までご連絡ください。担当へおつなぎします。広報広聴課 FAX 083-934-2643



令和6年中の所得・課税証明書の交付

令和6年中の所得を証明する「令和7年度所得・課税証明書」を6月2日(月)から交付します。

▼対象 令和7年1月1日現在、市内に住所を有する方

※1月2日以降に転入された方は、転入前の市区町村にお尋ねください。

▼持参品 窓口に来られる方の本人確認ができるもの(運転免許証等) ※申請時に住民票が同一世帯でない方の所得・課税証明書を代理で申請する際は、本人からの委任状と窓口に来られる方の本人確認ができるものが必要

申 市民税課 ☎083・934・2734

6月2日は軽自動車税(種別割)の納期限

納税通知書で納付方法を認の上、期限までに納めてください。

【継続検査用の納税証明書】

▼本庁舎・山口 (〒753・8650 龜山町2・1) ☎083・922・4111
▼小郡 (〒754・8511 小郡下郷609・1) ☎083・973・2411
▼秋穂 (〒754・1192 秋穂東6570) ☎083・984・2121

▼対象 一輪の小型自動車のみ(□座振替・スマートフォンアプリ・eL・QRで納期限内納付された方に限る)



※軽自動車(三輪・四輪)は、車検時の納税証明書の提示は原則不要のため、継続検査用の納税証明書は送付していません。

▼発送時期 □座振替:6月中旬、スマートフォンアプリ・eL・QR:6月末

収納課 ☎083・934・2739

【口座振替により納付された方】

6月上旬に継続検査用の納税証明書が必要な場合、発行窓口身分証明書をお持ちください。車の番号等が必要です(スマートフォンアプリ・eL・QRによる納付を除く)。

▼対象 前年度分までの軽自動車税を納付されている方

▼発行窓口 各総合支所、各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)および分館、大海総合センター
申 市民税課 ☎083・934・2734

▼阿知須 (〒754・1292 阿知須2743) ☎0836・654・4111
▼徳地 (〒747・0292 徳地堀1561・1) ☎0835・52・1111
▼阿東 (〒759・1512 阿東徳佐中3417・2) ☎083・956・0111

市議会・6月定例会日程(予定)
市議会事務局 ☎083-934-2855

■時間 各日10時から(19日の予算決算委員会は本会議終了後) ※日程や時間は変更することがあります。

期日	内容	場所 山口市役所本庁舎 (山口総合支所) 6階
6月9日(月)	本会議(初日)	
16日(月)~19日(木)	本会議(一般質問・質疑)	市議会議場
19日(木)	予算決算委員会	会議室 603
23日(月)	教育民生委員会	第1委員会室
	生活環境委員会	第2委員会室
24日(火)	総務委員会	第1委員会室
	農林建設委員会	第2委員会室
26日(木)	予算決算委員会	会議室 603
30日(月)	本会議(最終日)	市議会議場

テレビやインターネットでもご覧になれます

(1) ケーブルビジョンでは、一般質問や質疑の様様を放送しています。(10時~17時)

(2) インターネットでは、本会議開催日から1週間程度で録画配信を予定しています。閲覧にあたっては、山口市議会のウェブサイトからご覧ください。

県税(自動車税種別割)の納付のお願い

自動車税種別割の納期限は6月2日(月)です。4月1日現在で自動車税を有されている方は、納税通知書により、納期限までに納めていただきますようお願いいたします。金融機関、郵便局やコンビニエンスストアのほか、キャッシュレス(スマートフォン決済アプリ、クレジットカードおよびインターネットバンキング等)でも納付できます。

※納付方法によって、手数料が発生する場合があります。

申 山口県税事務所納税課(山口総合支所) ☎083・925・3111

第十二回特別弔慰金が支給されます

▼支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日において、「恩給法による公務扶助料・

時間外窓口開設中 毎週木曜 17時15分～19時（祝日・年末年始を除く）

取扱業務 (証明書発行のみ)	住民票の写し／印鑑登録証明書／ 戸籍関係証明書 等	所得・課税証明書
窓口 山口市役所本庁舎（山口総合支所） 総合窓口課	☎ 083-934-4146	
小郡総合支所 総合サービス課	☎ 083-973-8134	☎ 083-973-8131

※他の機関に確認が必要な時など、取り扱いできない場合がありますのでご了承ください。
 ※住民票の写しの申請は、本市に住所がある方に限ります。
 ※戸籍個人事項証明書および戸籍の附票の写しの申請は、本市に本籍がある方に限ります。

住民票の写しおよび所得・課税証明書は、窓口に出向くことなく取得できるマイナンバーカードを利用したオンライン申請も可能です。詳細は、市ウェブサイトでご確認ください。

特別扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者の妻等）がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。
 ①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 ②戦没者等の子
 ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
 ④右記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りです。

▼支給内容 額面27万5000円、5年償還の記名国債

▼請求期間 令和10年3月31日まで

☎ 地域福祉課、各総合支所総合サービス課、各地域交流センター（小郡・秋穂・阿知須・徳地・阿東を除く）および分館

☎ 地域福祉課 ☎ 083・934・2790

合理的配慮の提供支援に係る助成金制度

合理的配慮とは、障がいのある

人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた場合に、負担が重すぎない範囲で対応することです。本市では、民間事業者や地域団体・市民活動団体が行う合理的配慮の提供に要する費用の全部または一部を助成する制度を設けています。

▼対象 事業者や地域団体・市民活動団体（市内に限る）

▼上限 1事業者・団体あたり年額5万円（5万円以内であれば複数の取り組みを自己負担なしで行うことが可能）

※助成対象となる合理的配慮の例など詳細は下の二次元コード参照。



☎ 障がい福祉課 ☎ 083・934・2794、FAX 083・934・4142、☒ syougai@city.yamaguchi.lg.jp

後期高齢者医療資格確認書に点字シールが必要な方へ

新しい資格確認書に点字シール（封筒に「シカクカクニンショイチュー」、資格確認書に「シカクカクニンショ」と点字を打刻）を貼って送付します。ご希望の場合は、ご連絡ください。

☎ 6月13日（金）までに、保険年金課 ☎ 083・934・2969

児童手当の手続きについて

「こんな時に手続きが必要です」

お子さんが生まれたとき、亡くなったとき／現在児童手当を受けていて、養育する児童の数に変更があったとき／受給者や配偶者が、児童が他市区町村から転入したとき、または転出するとき（単身赴任の場合も含みます）／受給者や配偶者、児童が婚姻・離婚・養子縁組等をしたとき／受給者の加入する年金の種別が変わったとき（3歳未満の児童がいる場合のみ）。
 例：国民年金↓厚生年金の場合など。転職等により厚生年金↓厚生年金の場合は届出不要）／受給者が公務員になったとき、または公務員でなくなったとき

▼対象 高校卒業まで（18歳に達した後、最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給します。父母がともに養育している場合は、原則として所得が高い方が受給者となります。

☎ こども未来課（山口総合支所、各総合支所総合サービス課、各地域交

不正大麻 けし撲滅



山口健康福祉センター ☎ 083-934-2534

流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）および分館、大海総合センター、ぴったりサービス（マイナンバーカードを利用した電子申請）

※電子申請を利用する場合、システム環境が必要です。

【現況届】

次のいずれかに該当される方は、提出が必要です。

・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が山口市と異なる方／支給要件児童の戸籍や住民票がない方／離婚協議中で配偶者と別居されている方／法人である未成年後見人、施設等の受給者の方／その他、山口市から提出の案内があった方

※該当される方には、5月末頃に案内を送付します。

▼**手当額（月額）** 3歳未満：第1・2子1万5000円、第3子以降3万円、3歳以上：第1・2子1万円、第3子以降3万円

※児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給します。出生・転入の場合は出生日・転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。

☎ ことも未来課 ☎ 083・934・2797

児童扶養手当・特別児童扶養手当

【児童扶養手当】

▼**対象者** 次の条件のいずれかに当てはまる、18歳に達する年度未満での児童（中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を監護・養育している父・母・養育者

▼**条件** 父母が離婚している／父または母が死亡、生死不明である／父または母に重度の障がいがある／父または母から1年以上遺棄されている／父または母が裁判所でDV保護命令を受けた／未婚の母の子である

※受給者・児童・児童の父または母が公的年金を受給できるときは、支給停止となる場合があります。

※次の条件に該当する方は受給できません。受給中の場合は必ず資格喪失届を提出してください。

・受給者である父または母が婚姻したとき（内縁関係、同居などの事実上の婚姻関係も同様）
・その他受給要件に該当しなくなるとき

【特別児童扶養手当】

▼**対象者** 身体・精神の中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している人

◆いづれも

・児童が施設に入所しているときは受給できません。

・受給者や同居親族の所得が一定額を超えているときは支給停止となります。

☎ ことも未来課 ☎ 083・934・2797

不妊及び不育症の治療費助成

出産を望まれ不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するため、不妊治療費の一部を助成しています。また、流産や死産を繰り返す不育症の治療費の一部を助成しています。

▼**対象期間** 令和7年4月～令和8年3月末の間に受けた治療

▼**対象となる治療** ①一般不妊治療（医療保険の適用となる不妊治療（人工授精、体外受精及び顕微授精を除く）、②人工授精、③不育症の治療および検査（医療保険の適用の有無を問わない）

▼**対象** 市内に住所を有する法律上の夫婦で前年の所得額の合計が730万円未満の方

▼**助成額** ①1年度当たり3万円以内、②1年度当たり90000円以内、③1年度当たり20万円以内

☎ 子育て保健課 ☎ 083・921・7085、各保健センター

※助成期間、助成回数、必要書類等の詳細は下の二次元コード参照。



奨学生（無利子）の追加募集

▼**対象** 市内に父母又はこれに代わ

る者が在住し、短期大学、専門職短期大学、大学、専門職大学、大学院、高等専門学校（第4学年および第5学年に限る）または専修学校の専門課程に在学する方若干名（他の奨学金の貸与を受けている方を除く）詳細は下の二次元コード参照。



▼**貸与額** 月額4万円以内（無利子）

☎ 6月30日（月）までに、持参または郵送で、所定の様式に必要事項を記入の上、教育総務課（〒753・8650 亀山町2・1）☎ 083・934・2859

若者の住宅ローン利息の支払いを支援します

県では、若者の県内定着や還流を促進するため、住宅を取得する若者を対象に住宅ローンの利息の支払いを支援します。



▼**対象** 令和7年4月1日以降に居住を開始し、満29歳以下の方（夫婦の場合は、いずれかが満29歳以下の世帯）

※年度末に満30歳に達する者を除く
▼**補助額等** ローン返済利息額の実支払額の2分の1、補助上限額は1万円/月（算定期間は毎年1月～

12月となるため、令和7年度は最大9万円)

▼補助対象期間 申請者または配偶者等が居住を開始した月から満29歳に達する年度の3月までの間。補助要件等の詳細は下の二次元コード参照。



▼申請期間 原則、居住開始後3カ月以内。令和7年7月から受け付けを開始します。

※令和7年4月～6月に居住開始の方は、9月30日までに申請してください。

申「やまぐち電子申請システム」によるオンライン申請、または申請書類を持参、もしくは郵送で農山村づくり推進課

④ 県中山間・地域振興課 ☎083・933・2549、市農山村づくり推進課 ☎083・934・4646

家屋調査（航空写真調査）協力のお願

市では、固定資産税の賦課のため、過去と現在の航空写真を比較し、家屋の新築・増築や、取り壊しの有無を把握する作業を行っています。課税状況と家屋の現況が異なる場合は、現地での確認調査を行い、税額の変更とすることがあります。調査員は市職員証、固定資産評価補助員証、徴税吏員証を携行しています。

④ 資産税課 ☎083・934・2736

水道施設位置の調査及び漏水調査にご協力ください

上下水道局では、市内（徳地域を除く）の上水道管、メーターおよび止水栓の位置、併せて貯水槽の設置状況を調査して配管図に記載をしています。また、漏水の早期発見を目的とした、道路上からメーターまでの漏水調査を随時行っています。調査時には、市職員や市が委託した調査員が身分証明証を携帯して、各家庭や事業所に伺います。

④ 水道整備課 ☎083・933・6670、南部上下水道事務所 ☎083・973・8184、阿東簡易水道事務所 ☎083・956・0981

建物の耐震診断・改修費用を補助します

昭和56年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅の耐震診断・改修費用を補助します。

▼補助額等 耐震診断費用（上限6万円）、耐震改修費用（80%かつ上限115万円）

申 ④ 6月10日（火）～10月31日（金）に、開発指導課 ☎083・934

5月12日から1週間は、民生委員・児童委員活動強化週間です。民生委員・児童委員は、常に地域住民の立場に立って、さまざまな人々と連携・協力しながら、誰もが安心して生活できる地域社会づくりのために、活動を続けています。

民生委員・児童委員 活動強化週間

■民生委員・児童委員とは

地域福祉を支えるボランティアで、自治会や町内会などの地域から推薦され、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別地方公務員として位置付けられています。

「民生委員」は民生委員法によって設置が定められ、「児童委員」は児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっていますので、すべての民生委員は児童委員でもあります。こうしたことから、「民生委員・児童委員」と呼ばれています。山口市内では、約450名の民生委員・児童委員が委嘱されています。

■主任児童委員とは

民生委員・児童委員の中で、児童福祉に関する支援を専門的に担当する委員のことを「主任児童委員」と呼びます。主任児童委員は、特定の区域を担当するのではなく、区域担当の民生委員・児童委員と連携し、また、地域の中で学校等の各機関・団体等と連携し、児童の育成環境の整備や促進、不登校児童に対する支援、いじめ問題や児童虐待への対応等、幅広い活動をされています。

■任期

3年（令和4年12月1日～令和7年11月30日）。再任も可能。
※今年12月は全国一斉の民生委員・児童委員改選の時期にあたります。住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■活動内容

民生委員・児童委員は、地域住民である皆さんと同じ立場で相談のり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービス等を受けられるように、関係機関へつなぐ役割を果たされています。個別の問題についての専門家ではないので、すぐにその場で解決できないことも多くあります。しかし、地域で起こりうる問題について、行政や専門機関と連携しながら、困っている人と適切な機関とをつなぐ重要な「地域のパイプ役」となって問題解決にあたられています。

■民生委員・児童委員に相談できる内容（例）

- ・生活に困っている、心身に不安がある
- ・高齢者の介護や世話について相談したい
- ・一人暮らしで、いざという時に不安がある
- ・子育てのことで相談したい
- ・福祉の制度など、さまざまな支援サービスについて知りたい



危険な空家等の 除却費用を補助します

老朽化による倒壊等で周辺の家屋等に被害を及ぼすおそれのある危険な空家等の除却費用の一部を補助します。

▼対象 老朽危険空家等の所有者、相続人等

▼対象事業 市内に事務所がある解体工事業者に依頼して空家等の所在地内全てを更地にする工事

▼補助額 補助対象経費の3分の1 (上限50万円)

※無接道は別途10万円を加算

申請 5月30日(金) までに、生活安全課 ☎083・934・2915

危険ブロック塀等の 除却費用を補助します

▼対象 次の要件を全て満たしているブロック塀等

避難路沿道に面しているもの/避難路沿道の地面から高さ80cmを超えるもの/倒壊の危険性があるもの

▼補助額 補助対象額の3分の2以内 (上限額10万円)

申請 6月10日(火)~10月31日(金)に、開発指導課 ☎083・934・2847

山口市菜香亭改修工事に伴う 施設の一部利用停止

▼期間 6月中旬~8月中旬:東側(大広間、2階会議室)、8月中旬~10月中旬:西側(1階居間、2階客間)、10月下旬~11月上旬:全館

※工事の進捗状況により、利用停止期間を変更する可能性があります。最新情報は、市および山口市菜香亭ウェブサイトに(下の二次元コード参照)にて随時更新予定です。

山口市菜香亭 ☎083・934・3312

Jアラートの全国一斉情報 伝達訓練

地震・津波や武力攻撃などの発生時に全国瞬時警報システム(Jアラート)で送られてくる国からの緊急情報を、市民の皆さんへお伝えするため、市内で緊急情報伝達手段の試験を行います。

▼日時 5月28日(水) 11時ごろ

▼伝達方法 防災行政無線:電子サイレン吹鳴「3秒吹鳴後2秒休み×4回」、「音声放送」/モーターサイレン(山口・小郡・秋穂・阿知須地域):モーターサイレンの吹鳴「3秒吹鳴後2秒休み×4回」

山口市防災メール、山口市LINE公式アカウント、市ウェブサイト、X(旧ツイッター)、山口ケーブルテレビのテロップ掲載

防災危機管理課 ☎083・934・2723

消防法令違反の建物の公表

建物を安心して利用できるよう、不特定多数の方が出入りする建物等の火災危険性に関する情報を公表します。

※詳細は下の二次元コード参照。

【建物管理者の皆さんへ】

増改築や用途変更により、重大違反となる場合があります。事前にご相談ください。

消防本部予防課 ☎083・932・2601

鉛製の給水管について

昭和40年代までの建物に使用されていた鉛製給水管は、ごく微量ですが鉛が溶出することがあるため、早めの取り替えをお勧めしています。通常の使用状態では問題ありませんが、水道を長時間使用されなかった場合や朝一番に使用される場合は、出し始めの水10リットル程度(バケツ1~2杯)を飲用以外の用途に使うようにすると、

より安全にご利用いただけます。

ご家庭の給水管の状況について不明な場合はお問い合わせください。

水道整備課 ☎083・933・6670、南都上下水道事務所 ☎083・973・8184、阿東簡易水道事務所 ☎083・956・0981

住宅用太陽光発電の 点検サービスに注意

太陽光パネルなどの保証期間(耐用年数)終了が近づく家庭への点検サービスの勧誘が増えることが予想されます。複数事業者から見積もりをとったり、設置した事業者に相談する、家族や身近な人に相談するなど、時間をかけて検討しましょう。

消費生活センター ☎083・934・7171

「太陽光パネル・蓄電池」 共同購入参加者募集

県では、皆さんから太陽光パネルと蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注することで、通常より安い費用で購入できる仕組みとして「共同購入事業」を行っています。

※詳細は下の二次元コード参照。

山口県みんなのおうちに太陽光



事務局 ☎0120・623・100

市道や海岸の清掃美化活動の支援

地域の皆さんや市内の団体が自発的にボランティア活動を行う場合に、清掃道具等の提供を行っています。詳細は下の二次元コード参照。



道路管理課 ☎083・934・2834

ごみ出し支援事業

所定の集積場所までのごみ出しが難しくなっている世帯を対象に、玄関先等屋外に出されたごみの戸別収集を行う実証事業を実施しています。

▼対象品目 燃やせるごみ

▼対象(全てに該当する世帯)

・市内に住所を有し、現に居住している

・世帯全員が要介護1以上の認定を受けている者、または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者で構成

・所定の集積所まで世帯員自ら燃やせるごみの排出が困難で、別居の親族や介護に関わる者等の支援による排出も困難であると認められる

清掃事務所 ☎083・927・1770

大浦一般廃棄物最終処分場の維持管理状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、維持管理状況を報告します。令和7年3月末現在、水質は法に定める基準値を下回っており、施設にも異状は認められませんでした。詳細は、市ウェブサイトにて毎月公表しています。

▼搬入量(累計) 8259.93t

環境施設課 ☎083・941・2188

不法投棄は犯罪です

廃棄物の不法投棄には、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金が科せられます。不法投棄を見かけた場合は、警察または資源循環推進課までご連絡ください。また、土地の所有者は草刈りやフェンスの設置など、不法投棄防止の対策を講じましょう。

資源循環推進課 ☎083・941・2186

廃棄物の焼却は止めましょう

廃棄物の焼却は法律で原則禁止されています。家庭から出る廃棄物は、市の可燃物収集を利用するか、市の取扱施設へ直接持ち込んでください。その他事業所から出る廃棄物は、許可を持つ業者に委託するなど適正に処理してください。

環境衛生課 ☎083・934・2690、南部衛生担当 ☎083・973・8136

パソコン・ディスプレイは集積所には出せません

デスクトップパソコン、ディスプレイ、ノートパソコンは分解せずに次のいずれかの方法で処分してください。

①小型家電回収ボックスに排出する(投入口に入らないものは不可)

②リサイクルプラザ本館に持ち込む

③パソコンリサイクルに申し込む

④宅配便による回収を申し込む(不要なパソコンを段ボールに入れ、指定した日時に回収に来た宅配業者に引き渡す)

⑤下の二次元コードまたは

リネットジャパンリサイクル(株) ☎0570・085・8000



資源循環推進課 ☎083・941・2185

猫よけ器・地域猫活動学習DVDの貸し出し

【猫よけ器(超音波発生器)】

野良猫による糞尿被害の軽減と効果の確認のために貸し出します。

▼貸出期間 15日以内(1回限り)

▼対象 所有地等の猫による糞尿被害を軽減しようとする個人

【地域猫活動DVD】

自治会等が愛護団体やボランティア等と連携して、野良猫の不妊去勢手術や管理を行う、「地域猫活動」の学習DVDを貸し出します。

▼貸出期間 2週間以内

環境衛生課 ☎083・934・2690、南部衛生担当 ☎083・973・8136

野生鳥獣の捕獲禁止

常時山野で生息している野生鳥獣(鳥類及びほ乳類)の捕獲および鳥類のひな及び卵の採取は、法律により原則禁止されています。厳しい罰則がありますので、ご注意ください。

※家畜、家きん(鶏、アヒル等)、ペット(イヌ、ネコ等)、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ、狩猟や許可に基づく捕獲行為は規制の対象外です。

農業振興課 ☎083・934・2666

オオキンケイギクの駆除にご協力ください

オオキンケイギクは5月〜7月に

かけて咲く、黄色のコスモスに似た花です。繁殖力が強く、日本の生態系に重大な影響を及ぼす恐れがある植物として、外来生物法による「特定外来生物」に指定され、栽培、運搬、販売、野外に放つことなどが禁止されています。

▼**駆除方法** 根から抜き取り、飛散しないように燃やせるごみとして指定の袋に入れ、枯死させたのち集積所へ出してください。枯死前でも、地域内に事前周知のうえ、自治会等で駆除活動を行う場合は、袋等に入れて密閉して運搬することで、焼却施設へ持ち込むことができます。

☎ 環境政策課 ☎ 083・934・2687



募集

市営住宅等入居者募集

▼募集団地

【市営住宅】

山口…鯖山・下田・折本・東山・錦町・矢原、南部…円座・東津、徳地…堀、三谷川、阿東…徳佐駅前・長沢・岡

※単身申込可能住戸

右記のうち、山口…矢原、徳地…堀、三谷川、阿東…岡

【特定公共賃貸住宅】

山口…佐山、南部…下村、飛石、

徳地…伊賀地
【地域優良賃貸住宅】
南部…飛石

◆いずれも

▼**募集要項等の配布** 5月19日(月)～5月30日(金)

▼**申込資格(全てに該当すること)**

住宅に困っていることが明らかかな方/原則、同居しようとする親族等がいる方/条例で定める収入基準に該当する方/申込者、同居しようとする親族等が暴力団員でないこと

▼**抽選日** 6月9日(月)

※申し込みのなかった住宅は、6月

16日(月)から随時募集申込開始
▼**入居時期** 7月10日(木)～25日(金)

(金)

☎ 5月19日(月)～30日(金・

消印有効)に、持参または郵送で、所定の様式に必要事項を記入の上、建築課 ☎ 083・934・2843

※様式は建築課または各土木事務所等で配布

県営住宅の入居者募集

▼**募集団地** 大内御堀、平川、恋路、赤妻、平井、上東、吉敷木崎、穂積、朝田特定公共賃貸住宅(随時申込

受付中、別途申込条件あり)
※申込者が募集戸数を下回った団地は、再募集を行う予定です。詳

細は財団ウェブサイトをご覧ください。

▼**申込資格(全てに該当すること)**
現に同居または同居しようとする親族がある方/住宅に困っていることが明らかかな方/法で定める収入基準に該当する方/申込者、同居または同居しようとする親族が、暴力団員でないこと

▼**入居予定時期** 7月下旬

☎ 5月20日(火)～31日(土・

消印有効)に、所定の様式で、県施設管理財団山口支所(〒753・0021 桜島三丁目2・1) ☎ 083・934・2004

※様式は同所、市建築課で配布。詳細は下の二次元コードをご覧ください。



文化財専門員(学芸員)募集

▼**雇用期間** 令和7年8月1日(金)～令和8年3月31日(火)

▼**雇用形態** 会計年度任用職員

▼**勤務時間** 8時30分～17時15分(休憩時間60分)

▼**勤務日** 4週につき土日祝日を含む16日勤務

※休日(月曜(祝日の場合は翌平日))

▼**勤務場所** 山口市歴史民俗資料館(春日町5・1)

▼**勤務内容** 文化財資料の調査・収集・整理・保存業務、展示・文化財講座の企画・運営業務等

▼**募集人数** 1人
▼**報酬等** 時給1323円、期末勤勉手当、交通費支給あり
※詳細は下の二次元コード参照。

☎ 6月30日(月)までに、持参または郵送で、文化財保護課(〒753・0073 春日町5・1) ☎ 083・920・4111



食育ボランティア募集

市民の食育推進を図るため、地域や教育機関などで、食育活動を実施するボランティアを募集します。

▼**募集分野** 食生活・食体験に関すること、健康管理・栄養に関すること、食文化・食の安全・食品製造・食品加工・食品流通等に関すること、食に関する体験・見学場所の提供

▼**応募要件** 市内在住・在勤・在学の方または市内の団体/食育に関心があり、活動を原則無償で行える個人または団体(政治・宗教・営利を目的とした活動を行う方を除く)

☎ 6月30日(月)までに、保健センター(健康増進課)

人権擁護委員への相談

「人権擁護委員の日」にちなみ、特設人権相談所(対面相談)を開設